

# スプリングレビュー調書

環境部

**【協議事項】**(案件名を記入してください)

ごみ減量対策等について

**【現状と課題】**

(論点とすべき点を下線で強調してください)

- 本市では、平成 20 年 3 月に「浜松市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみ処理に係る取り組みの方向性を示すとともに、市民・事業者・市それぞれの役割を明確にし、それぞれが取り組むべき具体的な推進施策の方針を示している。  
 なお、本基本計画では、ごみ減量について、1 人 1 日あたりの排出量を平成 18 年度実績に対し、平成 24 年度までに 5%、平成 34 年度までに 10%削減する目標を立てている。なお、市は本目標に対して各施策を実施し、平成 18 年度に比して 20 年度には、不燃ごみは 17.9%、粗大ごみは 12.5%減量しているにも関わらず、燃えるごみは 1%の減量に止まっている。
- 合併に伴う旧市町村のごみの分別や収集運搬体制を統一すべく検討を行なう中で、今年度からレジ袋のごみ袋としての使用を禁止し、年間 740 トンのごみ減量を想定している。  
 また、旧市町村区域によって、ごみの分別方法や収集方法が異なっており、平成 24 年度を目途に統一を図る。
- 「浜松市廃棄物の処理および清掃に関する条例」で規定する一般廃棄物処理手数料は、平成 14 年度に 30 円(10 キログラムまでごと)から 50 円に改正したが、その後、8 年が経過し、手数料の算出基礎となる処理施設の処理原価との著しい格差と、近隣市町等が定める料金との不均衡が生じている。  
 なお、受益者負担の原則から、粗大ごみ・家庭ごみの有料化等のごみ処理手数料の新設が必要となっている。
- 三ヶ日ごみ処理センター、はるのクリーンセンター、水窪・佐久間クリーンセンターなど、合併前に各市町村が設置したごみ処理工場を休止し、現在稼働中の 5 清掃工場に統廃合した。  
 なお、現在稼働中の各清掃工場の処理実稼働能力及び焼却経費(平成 20 年度決算額)は以下のとおりである。
  - ・ 南部清掃工場(処理実稼働能力 338t/日：焼却経費 6 億 8 千万円)
  - ・ 北部清掃工場( " 270t/日： " 5 億 9 千万円)
  - ・ 浜北清掃センター( " 68t/日： " 2 億 2 千万円)
  - ・ 天竜ごみ処理工場( " 27t/日： " 3 億 5 千万円)
  - ・ 西部清掃工場( " 338t/日：1 億 1 千万円《※2 ヶ月分の運営管理委託費》)

**【課題解決に向けた今後の方向性】**

(論点とすべき点を下線で強調してください)

- 「浜松市一般廃棄物処理基本計画」の各施策に基づき、紙類拠点回収、ごみの有料化等を実施し、燃えるごみの 10%減量を目指し、更なるごみの減量化を推進する。

	平成 24 年度	平成 34 年度
基本計画に基づく施策削減量	▲5%	▲10%
新規減量対策による削減量	▲1%	▲3%

- 今後予定する “粗大ごみ・家庭ごみの有料化” “ごみ分別の統一” 等について、適正な料金設定と市民への十分な周知を進めていく。また、事業系ごみ処理手数料の改定については、実施時期等を慎重に見極めていく。
- 合併後の本市の可燃ごみ処理を効率的かつ円滑に行なうため、現在の焼却施設（5 施設）の改修・統廃合を進めながら、西部清掃工場を除く、4 施設の代替施設（仮称 第4 清掃工場）を建設し、将来的には2 清掃工場体制で運営する。これにより、5 施設から2 施設になり、現有焼却施設の施設運営・維持経費が削減される。この削減経費と新施設建設経費との総合的な費用対効果を勘案し、実情に合った建設計画を進めていく。  
 なお、ごみ減量計画に基づき1 日当たりの焼却量を以下のとおり算出し、新清掃工場の焼却施設規模の根拠とした。

	平成 18 年度	平成 24 年度	平成 34 年度
基本計画に基づく施策削減量	—	▲5% (▲34 t/日)	▲10% (▲68 t/日)
新規減量対策による削減量	—	▲1% (▲7 t/日)	▲3% (▲20 t/日)
他市搬入による増加量	—	+50 t/日	→
<b>1 日当たりの焼却量</b>	<b>682 t/日</b>	<b>691 t/日</b>	<b>644 t/日</b>
		西部清掃工場	338 t (処理能力 450t)
		新(第4) 清掃工場	306 t (処理能力 408t)

**【今後の主要事業(案)】**

(論点とすべき事業を下線で強調し、概要書(主要事業調査等)を添付してください)

- 一般廃棄物処理基本計画に基づく施策
  - ◇ 生ごみ対策（堆肥化の推進）
  - ◇ 緑のリサイクル事業
  - ◇ 廃食用油再生利用（BDF）の推進
  - ◇ 資源物拠点回収事業
  - ◇ マイバッグ・マイバスケット運動、レジ袋無料配布の中止の推進
  - ◇ ごみ袋の統一 etc.
- 新規減量対策
  - ◇ レジ袋のごみ袋としての使用中止
  - ◇ 事業系ごみの処理手数料改正
  - ◇ 粗大・可燃・不燃ごみ処理有料化の検討
  - ◇ 紙類拠点回収
  - ◇ 一般廃棄物処理業者への周知（事前の説明会開催）
  - ◇ 排出事業者等への周知（広報はままつ、商工会議所はまかぜ等）
  - ◇ 自己搬入における料金徴収方法等の調整（各清掃事業所） etc.
- 新(仮称第4) 清掃工場建設事業について
  - ◇ 平成 23 年度：基本構想の策定（ごみ処理体制の整理、処理システムの検討 etc.）、建設候補地の抽出・選定・評価

**【協議要旨】**

- ◆ **ごみの削減目標を分かりやすく表示する。ごみ削減の効果や実績について、随時、情報公開していくとともに、市民への十分な周知と丁寧な説明を行い、自治会等を基盤とした地域からのごみ削減活動を積極的に働きかけていく。これらごみ減量対策の市民等への啓発を進める中で、ごみ有料化、処理手数料の見直し等を進めていく。**

- ◆ 処理コスト、収集運搬に係るコストなど、市全体の施設を総合的に勘案した統廃合計画を再度精査する。新(仮称第 4)清掃工場の建設については、トータルコストの低減につながる手法などの検討を進め、今後具体案を作成していく。

